

7月から新しい福祉医療費受給者証に変わります

下記の要件を満たす方に、7月からご使用いただく福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します（母子家庭等に該当される方には現況届を郵送）。7月からは、必ず新しい医療費受給者証と健康保険証を病院等の窓口に提示してください。

■老人医療費助成制度

対象者／65歳から69歳で世帯全員が市民税非課税
所得基準／本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下

自己負担／定率2割（低所得者は1割）
外来限度額：月8,000円
外来＋入院限度額：月24,600円（低所得者は15,000円）

■重度障害者・高齢重度障害者医療費助成制度

対象者／身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、
精神障害者保健福祉手帳1級の方
所得基準／本人、配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満

自己負担／外来限度額：1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者は400円）
入院限度額：定率1割で月2,400円（低所得者は1,600円）

■母子家庭等医療費助成制度

対象者／18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父及びその児童、遺児

自己負担／外来限度額：1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者は400円）
入院限度額：定率1割で月2,400円（低所得者は1,600円）

所得基準／児童の監護者又は扶養義務者の所得が下記の基準以下

扶養親族等の数	母等扶養義務者の所得
なし	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人	344万円

■乳幼児等医療費助成制度

対象者／小学校3学年までの乳幼児等
所得基準／0歳児については所得制限はありません。
1歳児からは保護者または扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満
自己負担／自己負担はありません

■こども医療費助成制度

対象者／小学校4学年～中学校3学年までの児童・生徒
所得基準／保護者または扶養義務者の市民税所得割額が23万5千円未満
自己負担／自己負担はありません

※市民税所得割額は扶養控除の見直し前の税額で判定します。

【問合せ先】 市民課・国民健康保険係 ☎⑧721 FAX④1792 shimin@city.kasai.lg.jp

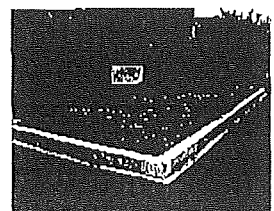
花咲く街かどづくりにご協力を

市は、道路沿線の生活環境の向上を図るため、街かど花壇を整備し、市民グループ等のボランティアの協力により、花苗等を植栽管理する「花咲く街かどづくり事業」を実施しています。

このたび、街かど花壇の植栽管理をしていただける市民グループ等を募集しますので、ご協力をお願いします。

- 場 所／加西市北条町北条 曾根花壇 (18㎡)
- 業務内容／花苗の植栽管理
- 花 苗／年2回 市から提供します。
- 期 間／3年以上の継続した作業をお願いします。
- 締 切／6月29日（金）

曾根花壇



【問合せ先】 都市計画課・都市計画係 ☎⑧753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp